

# 上越市情報セキュリティポリシー

上越市個人情報保護条例 上越市情報公開条例

個人情報保護の最優先

市民の財産、プライバシーの保護

行政サービスの安定的な運営

市民の信頼の維持向上

対象となる組織

市長、教育委員会事務局、教育機関（小中学校を含む）、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、ガス水道局、議会議務局

対象となる情報(情報資産)

- ネットワーク、情報システム及びこれに関する設備、電磁的記録媒体
- ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む）
- 情報システムの仕様書及びネットワークの図面等の関連文書

対象者

職員、非常勤職員、臨時職員

対象外の情報の取扱

文書規程等による取扱い

1. 組織体制

2. 情報資産の分類と管理

3. 物理的セキュリティ

4. 人的セキュリティ

5. 技術的セキュリティ

6. 運用

基本方針

対策基準

実施手順

情報セキュリティ体制の確立

上越市情報セキュリティ委員会の設置

情報資産の分類

情報資産の管理責務

情報資産の分類の表示

情報資産の作成、入手、利用、保管

情報の送信、情報資産の運搬

情報資産の廃棄

サーバ等の管理

管理区域

通信回線及び通信装置の管理

職員のパソコン等の管理

職員、非常勤及び臨時職員の遵守事項

研修及び訓練

事故、欠陥等の報告

ID及びパスワード等の管理

コンピュータ及びネットワークの管理

アクセス制御

システム開発、導入、保守等

不正プログラムの対策

不正アクセス対策

セキュリティ情報の収集

情報システムの監視

情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

緊急時対応計画の策定

外部委託におけるセキュリティ管理事項

例外措置の許可、緊急時の例外措置

関係法令の遵守

懲戒処分、違反時の対応

監査の実施、対応、活用

自己点検の実施、報告、活用

情報セキュリティポリシーの見直し

各課で業務ごとに定める具体的な手順